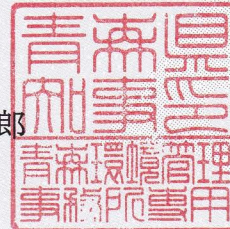


産業廃棄物処分業許可証

岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1
クリーンセンター花泉有限会社
代表取締役 佐藤 由佳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下 宗一郎



許可の年月日 令和4年6月24日
許可の有効年月日 令和9年6月23日

1. 事業の範囲

事業の区分		産業廃棄物の種類
中間処理	造粒固化	汚泥（無機性のものに限る。） 以上1種類

上記のうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
造粒固化施設 (移動式) [BZ210-3型]	青森市及び八戸市を 除く県内一円。 駐機場：岩手県一関 市花泉町日形字日形 山1番73、2番1	汚泥（無機性のものに限る。）： 1,200m ³ /日（8時間稼働）	平成29年5月15日 — —
造粒固化施設 (移動式) [OMR-G500D型]	青森市及び八戸市を 除く県内一円。 駐機場：岩手県一関 市花泉町日形字日形 山1番73、2番1	汚泥（無機性のものに限る。）： 120m ³ /日（8時間稼働）	平成27年4月21日 — —
造粒固化施設 (移動式) [BZ210-3型]	青森市及び八戸市を 除く県内一円。 駐機場：岩手県一関 市花泉町日形字日形 山1番73、2番1	汚泥（無機性のものに限る。）： 1,200m ³ /日（8時間稼働）	令和5年4月1日 — —
造粒固化施設 (移動式) [OMB-G1000D型]	青森市及び八戸市を 除く県内一円。 駐機場：岩手県一関 市花泉町日形字日形 山1番73、2番1	汚泥（無機性のものに限る。）： 480m ³ /日（8時間稼働）	令和3年1月6日 — —
造粒固化施設 (移動式) [ODS-1000S型]	青森市及び八戸市を 除く県内一円。 駐機場：岩手県一関 市花泉町日形字日形 山1番73、2番1	汚泥（無機性のものに限る。）： 240m ³ /日（8時間稼働）	令和5年12月1日 — —

3. 許可の条件
無し

(裏面に続く)

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年6月24日 新規許可

令和7年4月10日 書換え (事業の用に供する施設)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

COPY